

自治研修所の沿革

- 昭和11年7月14日 県、市町村吏員たるべき者の精神を鍛練し、必要な知識を与えるため、秋田県自治講習所を設置（昭和11年訓令甲第26号、告示第378号）。
振興課（現在の市町村課）において事務処理を行い、研修施設としては敬愛学園の教室を借り受け、受講生は市内各旅館に分宿。
- 昭和17年9月1日 県民の精神錬成道場として「高清水道場」が竣工。
（住所 秋田市将軍野南一丁目1番1号）
- 昭和21年3月31日 県職員及び町村職員の研修施設として、高清水道場を利用して「自治講習所」が設置される。
- 昭和26年2月1日 秋田県行政組織規則（昭和26年規則第3号）が制定される。
〔研修機関〕 自治講習所（県の附属機関）
〔所 管〕 総務部地方課
- 昭和29年6月14日 秋田県行政組織規則の一部が改正される（昭和29年規則第41号）。
〔研修機関〕 自治研修所（自治講習所を改称し、県の地方機関となる。）
〔所 管〕 総務部人事課
- 昭和29年6月21日 秋田県職員研修規程（昭和29年訓令甲第12号）が制定される。
- 昭和39年5月1日 秋田県町村会長からの申請により、町村職員の受託研修が実施される。
- 昭和49年4月1日 秋田県職員研修規程の一部が改正され（昭和49年訓令第5号）、市町村職員の研修に関する規定が新設される。
- 昭和56年3月31日 秋田県行政組織規則の全部が改正される（昭和56年規則第21号）。
- 昭和59年4月1日 秋田県町村会長と自治研修所長が「町村職員研修に関する協定書」を締結し、以後この協定に基づき、町村職員の研修が実施される。
- 平成2年3月30日 秋田県職員研修規程の全部が改正される（平成2年訓令第3号）。
- 平成3年3月29日 秋田県職員研修規程の一部が改正される（平成3年訓令第2号）。
- 平成4年3月31日 秋田県職員研修規程の一部が改正される（平成4年訓令第5号）。
- 平成5年3月31日 秋田県職員研修規程の一部が改正される（平成5年訓令第2号）。
- 平成7年3月30日 秋田県職員研修規程の一部が改正される（平成7年訓令第1号）。
- 平成7年4月1日 現在地に移転（平成7年3月14日竣工）
- 平成12年3月31日 秋田県職員研修規程の一部が改正される（平成12年訓令第8号）。
- 平成12年8月1日 秋田県市長会長と自治研修所長が「市職員研修に関する協定書」を締結し、以後この協定に基づき、市職員の研修が実施される。
- 平成19年3月30日 秋田県職員研修規程が廃止される（平成19年訓令第1号）。
- 平成19年4月1日 秋田県職員研修実施要綱が制定される。
- 平成19年4月1日 県職員と市町村職員との合同研修が実施される。
- 平成23年4月1日 県と市町村の機能合体による合同研修が本格実施される。